

クロスボウの所持等の規制の在り方について

目次

1 規制の態様	
1-1 銃刀法の規制の概要	1
1-2 銃砲、刀剣類等の規制全体のイメージ	2
1-3 クロスボウの威力	3
1-4 銃砲の所持が認められる主な場合	4
1-5 クロスボウの使用実態	5
1-6 銃砲の所持に係る欠格事由等	6
1-7 猟銃・空気銃の所持許可の申請手続	7
1-8 銃砲の所持許可の有効期間・講習の概要	8
2 使用方法・場所に関する規制	
銃砲の使用方法・場所に関する規制等	9
3 保管方法・場所に関する規制	
銃砲の保管方法・場所に関する規制等	10
4 譲渡しに関する規制	
4-1 銃砲の譲渡し（国内でのネット販売を含む）に関する規制等	11
4-2 猟銃等の譲渡し（海外からの個人輸入）に関する規制等	12
5 構造・機能に関する規制	
5-1 銃砲の構造や機能に関する規制	13
5-2 銃砲の実包等に関する規制	14
5-3 連発式クロスボウ等	15
6 その他	
洋弓・和弓が使用された刑法犯事件の検挙件数等	16

趣旨

銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制について定めるもの。

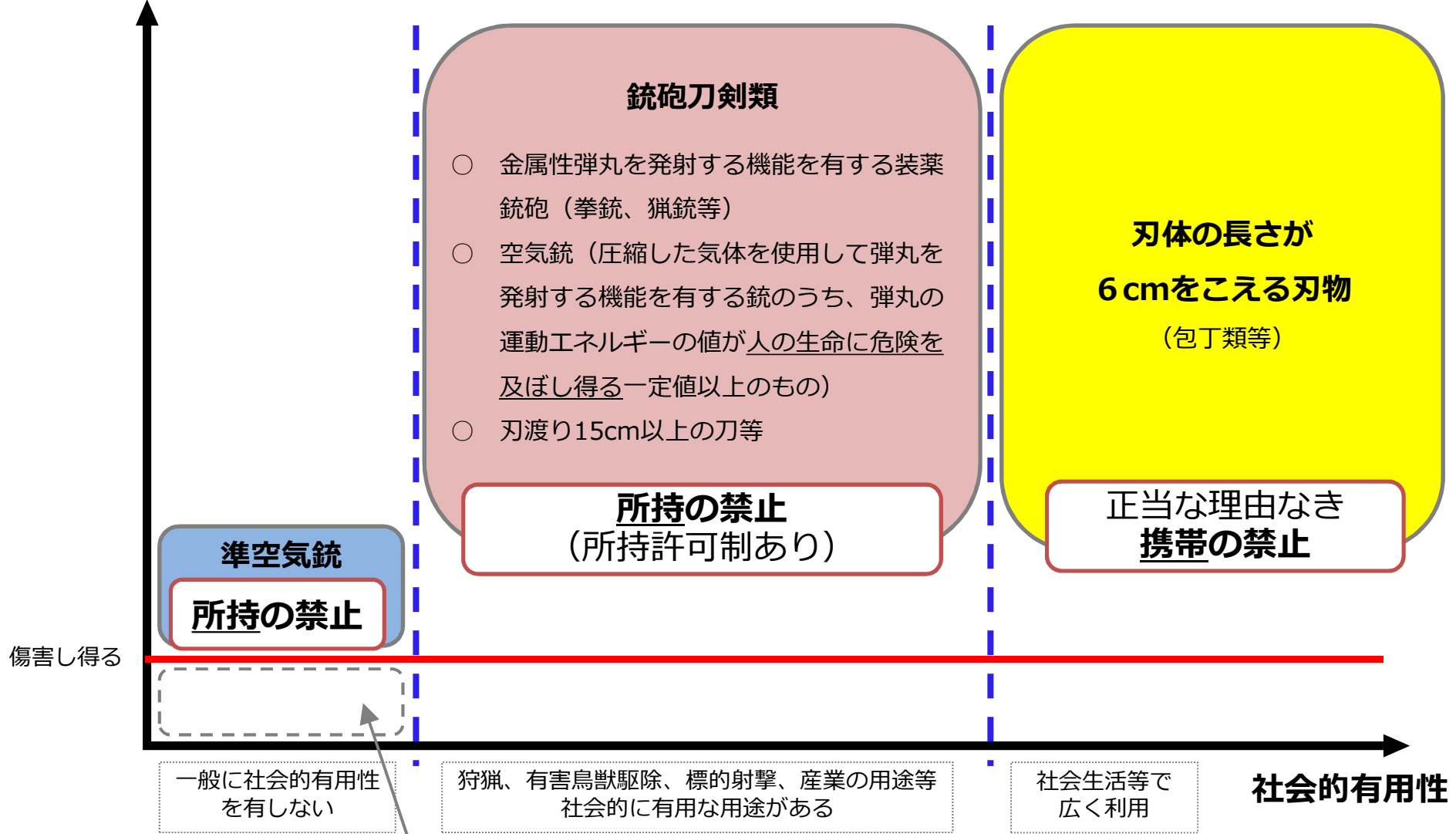
規制対象の概要

	動力	発射物	種類	威力	基本的枠組み
装薬銃砲	火薬、爆薬等	金属性弾丸	拳銃、小銃、機関銃、砲、 猟銃	—	所持許可制
空気銃	圧縮した気体	弾丸	エアライフル、エアピストル	20J/cm ² 以上	所持許可制
準空気銃	圧縮した気体	弾丸	エアソフトガン	3.5J/cm ² 以上 20J/cm ² 未満	所持禁止
刀剣類			刀、やり、なぎなた、剣、 あいくち、飛出しナイフ		所持許可制
刃物			包丁等		携帯禁止 (所持一般への規制はなし)

所持許可制の概要

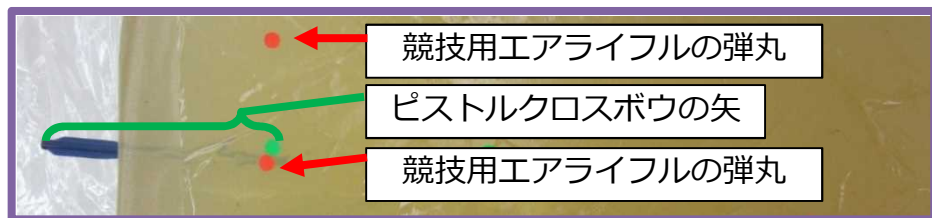
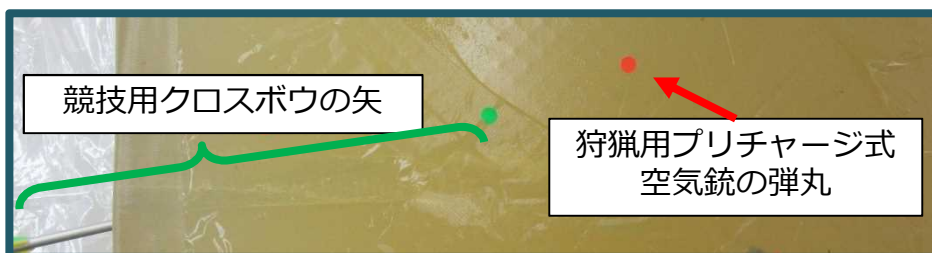
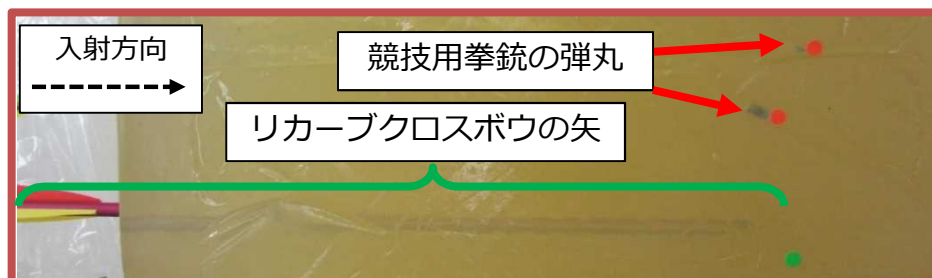
- 特定の用途（狩猟、有害鳥獣駆除、標的射撃等）に供するために所持することは可能。
- 危害予防上の観点から定められた所定の欠格事由に該当する者（法律で列挙）は所持を許可されない。
- 所持許可を受けた者は、当該用途のみの発射が認められる。このほか、発射時の危害防止注意義務や携帯・運搬時の安全取扱義務等の規制あり。
 - ※ 行政処分や罰則により実効性を確保。
 - ※ 武器等製造法の猟銃等販売事業者は、猟銃等の販売時、所持許可証の提示を受けなければ譲り渡してはならない。

殺傷能力



※ 模造拳銃の所持の禁止、模擬銃器の販売目的の所持の禁止を除き、銃刀法の規制の対象外

ゼラチンに対する侵徹量と発射された弾丸・矢の運動エネルギー等（銃砲との比較）



	侵徹量 (cm)	発射された弾丸・矢の 運動エネルギー等		
		弾速 ・ 矢速 (m/s)	J/cm ²	J
競技用拳銃 (22口径)	34.8	277.0	388.4	99.1
リカーブ クロスボウ (175ポンド)	34.1	63.3	102.1	63.1
狩猟用 プリチャージ式 空気銃	25.6	273.4	185.6	44.1
競技用 クロスボウ (95ポンド)	18.9	55.7	60.5	22.5
競技用 エアライフル	8.3	178.6	53.4	8.5
ピストル クロスボウ (50ポンド)	8.2	49.2	23.0	6.5

- ※ 約 2 m離れた地点から発射
- ※ 空気銃は「20J/cm²以上のもの」を「生命に危険を及ぼし得るもの」として規制、準空気銃は「3.5J/cm²以上20J/cm²未満のもの」を「傷害し得るもの」として規制
- ※ クロスボウのJ/cm²を計算する際の矢の断面積 (cm²) は、矢の最も太い部分の断面積を用いた

	小銃・機関銃・砲	拳銃	猟銃	産業用銃砲(※5)	空気銃	準空気銃
法令に基づき職務のため所持する場合	○	○	○	○	○	○
国等の職員が試験研究等のため所持する場合	○	○	○	○	○	○
国等の管理業務を行う職員が所持する場合	○	○	○	○	○	○
所持許可(※1)を受けた者が所持する場合						
(用途)	狩猟(※2)	×	×	○	○ (空気拳銃を除く)	×
	有害鳥獣駆除(※3)	×	×	○	○ (空気拳銃を除く)	×
	標的射撃(※4)	×	×	○	○ (空気拳銃を除く)	×
	国際的な拳銃・空気拳銃射撃競技	-	○	-	○ (空気拳銃に限る)	-
	産業の用途等	×	×	×	○	×
	試験研究	○	○	○	○	×
	芸能の公演	×	×	○	○	○
	博覧会等における展示	×	×	○	○	○
	博物館等における展示	×	×	○	○	○
年少射撃資格者に対する指導	×	×	×	×	○	
製造等の事業者が所持する場合	○	○	○	○	○	○

※1：所持許可は、上記の特定の用途に供する場合にのみなされるものであり、当該用途に供しようという主観的意図が存在するだけでは足りず、当該用途に供することの適法性・実現可能性等が伴わなければ許可はなされない。

※2：「狩猟」は、鳥獣保護管理法上の狩猟のほか、学術研究等の目的による鳥獣の捕獲等を含む。

※3：「有害鳥獣駆除」は、鳥獣保護管理法に基づき鳥獣の管理の目的で行う鳥獣の捕獲等のほか、社会実態上、有害鳥獣駆除として認められている行為を含む。

※4：「標的射撃」は、競技選手等によるものと限られないが、銃刀法に定める指定射撃場等において行う射撃をいう。

※5：「産業用銃砲」とは、救命索発射銃、建設用びょう打銃等をいう。

射撃競技

- クロスボウを使用した射撃競技が行われており、国内の競技者数は100人程度。
- 国内の競技団体として日本ボウガン射撃協会が存在し、大学の部活を含む9団体が参画。国際競技団体（IAU）に加盟し、国際大会にも参加。
- かみのやまし山形県上山市では、ボウガン射撃が市総合体育大会の種目となっている。



大会の様子

趣味・レジャー等

- 射撃競技とは別に、趣味・レジャー等として、クロスボウが使用されている。ルールは特段定められておらず、対象人口は必ずしも明らかではない。
- クロスボウの正しい使い方と理解普及を目的とした団体として、一般社団法人全日本クロスボウ協会が存在。



射撃の様子

その他

1 動物麻酔

- 鳥獣保護管理法第9条に基づき、学術研究や鳥獣の管理の目的で、クロスボウを使用して麻酔を投与する方法により鳥獣の捕獲をすることについて、都道府県知事から許可がなされた例がある。（令和元年度中5件）
- なお、鳥獣保護管理法第12条及び同法施行規則第10条により、矢を使用する方法による狩猟は禁止されている。

2 調査研究

- 鯨の生体組織の採取の目的で、クロスボウが使用されている例がある。

銃砲全般（銃刀法第5条第1項）

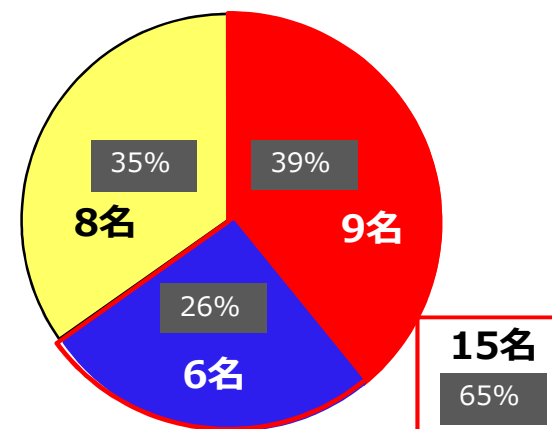
●18歳に満たない者（1号）	●年少射撃資格認定の取消処分から5年を経過していない者（10号）
●破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（2号）	●年少射撃資格認定の取消処分から10年を経過していない者（11号） ※重大な違法行為をした者に限る
●一定の精神病等にかかった者（3号）	●禁錮以上の刑の執行を終えてから5年を経過していない者（12号）
●アルコール・薬物の中毒者（4号）	●銃刀法又は火薬類取締法違反の罰金刑の執行を終えてから5年を経過していない者（13号）
●自己の行為の是非判断能力が著しく低い者（5号）	●一定の犯罪の罰金刑の執行を終えてから5年を経過していない者（14号）
●住居不定の者（6号）	●ストーカー行為をするなどしてから3年を経過していない者（15号）
●所持許可の取消処分から5年を経過していない者（7号）	●配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けてから3年を経過していない者（16号）
●所持許可の取消処分から10年を経過していない者（8号） ※重大な違法行為をした者に限る	●暴力的不法行為等を行うおそれがある者（17号）
●所持許可の取消処分に係る聴聞の期日・場所が公示された日以後に銃砲を所持しないこととなつてから5年を経過していない者（9号） ※重大な違法行為をした者は10年	●他人の生命・身体・財産や公共の安全を害するおそれがある等と認めるに足りる相当な理由がある者（いわゆる公共安全条項）（18号）

猟銃のみ

（銃刀法第5条の2第2項）

- 20歳に満たない者（1号）
- 重大な違法行為をしてから10年を経過していない者（2号）
- 銃砲刀剣類等を使用した違法行為をしてから10年を経過していない者（3号）

■ クロスボウ使用事件（※）の事件当時の被疑者に空気銃に係る欠格事由を当てはめた場合の該当数



- 欠格事由に該当していた者
- 欠格事由に該当していた可能性があると考えられる者
- それ以外の者

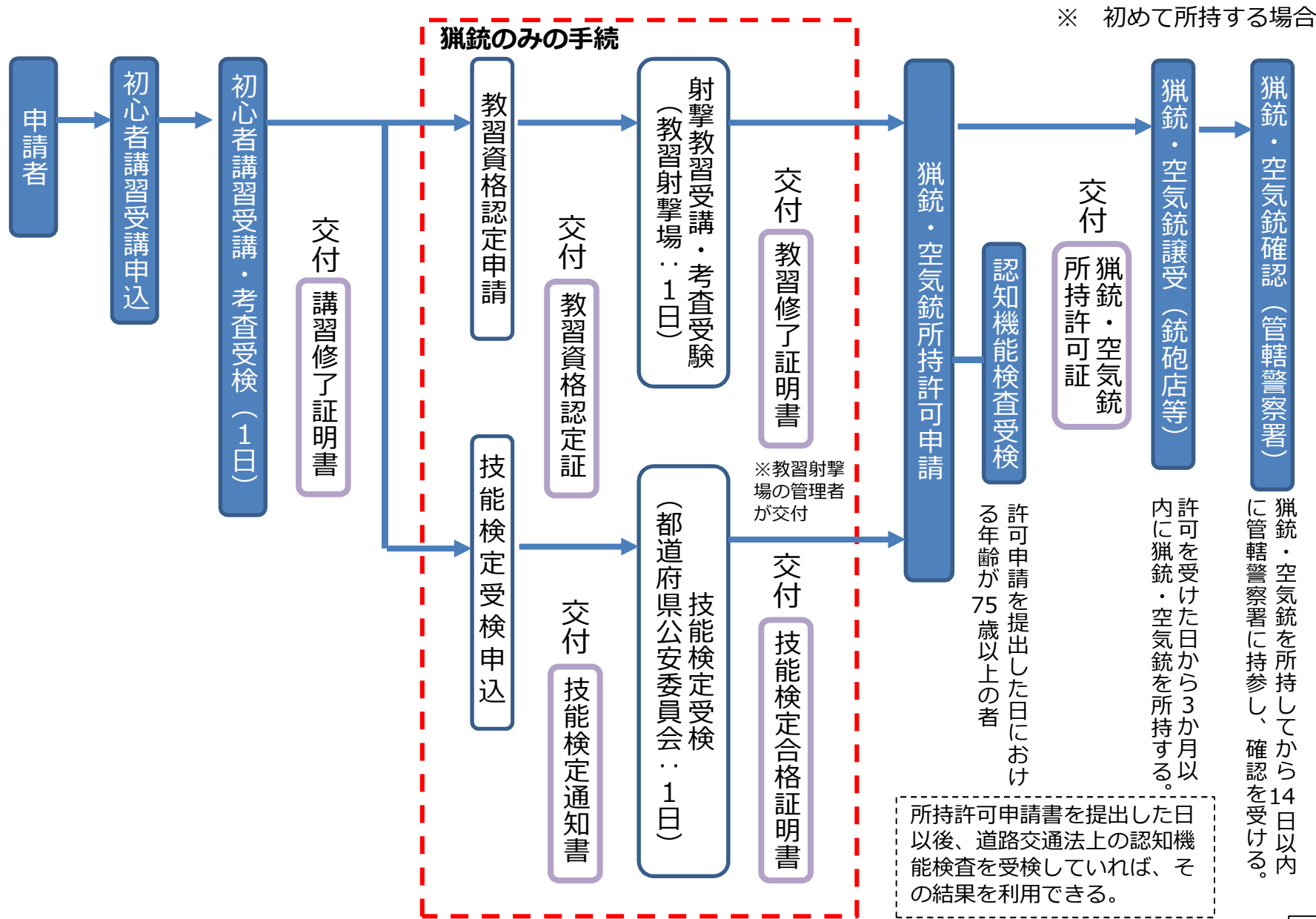
※ 平成22年1月～令和2年6月に検挙した事件32件のうち、一定の資料が確認できた23件を対象
 ※ 法に基づき欠格事由の審査を行う場合には、必要な調査を尽くした上で審査を行うこととなることから、上記「それ以外の者」が「欠格事由なし」という訳ではない

銃砲の所持に係る欠格事由の審査状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
不許可・取消等※ (人数)	100	92	88	92	85

※ 新規の許可申請に対するもののほか、更新申請に対するもの、教習資格の認定申請に対するもの、既存の許可の取消を含む。

1-7 猟銃・空気銃の所持許可の申請手続



許可の有効期間（銃刀法第4条第4項、第7条の2）

用途	狩猟 有害鳥獣駆除 標的射撃	国際的な拳銃・空気拳銃射撃競技	芸能の公演 博覧会等における展示	産業の用途等 試験研究 博物館等における展示 年少射撃資格者に対する指導
有効期間	3年（更新制）	2年を超えない範囲内において 都道府県公安委員会が定める期間	1年を超えない範囲内において 都道府県公安委員会が定める期間	なし

初心者講習・経験者講習（銃刀法第5条の3第1項）

	受講対象者	講習内容	講習時間
初心者講習	現に銃刀法第4条第1項第1号（※）の規定による猟銃又は空気銃の所持許可を受けていない者で、新たに所持許可を受けようとしているもの ※狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途	猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間以上3時間以内
		猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間以上2時間以内
経験者講習	現に銃刀法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者で、所持許可の更新を受けようとするもの	猟銃及び空気銃の所持に関する法令	1時間以上2時間以内
		猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	30分以上1時間以内

銃砲の使用方法・場所に関する規制（銃刀法第10条）

1 趣旨

許可により所持が認められている銃砲による犯罪又は事故を防止する。

2 規制概要

所持許可を受けた者は、

- (1) 許可された用途に供する場合、正当な理由がある場合のみ、銃砲の携帯・運搬が認められる。
- (2) 許可された用途に供する場合、指定射撃場等で射撃する場合のみ、発射が認められる。
 - ※ 狩猟、有害鳥獣駆除の用途に供する場合は、鳥獣保護管理法の規定に則る必要がある。
 - ※ 標的射撃は、法で定める射撃場のみで認められる。
- (3) 発射する場合には、あらかじめ周囲を確認する等により、人の生命・身体・財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならない。
- (4) 携帯・運搬時には、使用状態にある場合を除き、おおいをかぶせるなどしなければならない。
- (5) 使用状態にある場合のみ、実包等を装てんすることが認められる。

クロスボウの一般的な使用方法・場所

	使用方法	使用場所
射撃競技	<ul style="list-style-type: none"> ○ 射撃距離や標的の大きさ等を定めた競技ルールに基づき使用。クロスボウを人のいる方向に向けてはならないなどの危害予防規定もあり。 ○ クロスボウはケースに入れて運搬。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グラウンドに的を設置して競技を行うことが一般的。 ※ クロスボウ専用射場や弓射場を利用することもあり。
競技以外の標的射撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必ずしも特定の競技ルールに基づいて射撃するわけではないため、射撃距離や標的の大きさは様々。 ○ クロスボウはケースに入れて運搬。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私有地で射撃する等。
その他 (動物麻酔、調査研究)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周囲に人がいないことを確認するなどしてから使用。 ○ クロスボウはケースに入れて運搬。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 動物麻酔：都道府県知事により個別の許可がなされた場所 ○ 調査研究：海上

銃砲の保管方法・場所に関する規制（銃刀法第10条の4）

1 趣旨

許可により所持が認められている銃砲が盗難や第三者支配等されることによる犯罪又は事故を防止する。

2 規制概要

- (1) 所持許可を受けた者は、銃砲の保管を委託する場合や正当な理由がある場合を除き、一定の基準の設備・方法により、銃砲を自ら保管しなければならない。
- (2) 銃砲を保管する設備には、銃砲と当該銃砲に適合する実包等を共に保管してはならない。
- (3) 同一建物内に銃砲と当該銃砲に適合する実包等を保管しないように努めなければならない。

■ 保管設備・方法の基準（銃刀法施行規則第83条）

	基準
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堅固な金属製ロッカー等 ・ 確実に施錠できる錠を備えている ・ 管理上支障のない場所にある ・ 容易に持ち運びができない
方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銃砲を上記設備に確実に施錠して保管 ・ 上記設備を常に点検し、上記基準に適合するように維持

※ 猟銃・空気銃以外の銃砲は、その種類・許可の用途に応じ、適切な設備・方法に代えることができる。

クロスボウの一般的な保管方法・場所

	保管方法	保管場所
射撃競技	○ クロスボウはケースに入れる等して保管。	○ 自宅に保管。 ○ 部活では大学内の鍵のかかる倉庫に保管。
競技以外の標的射撃	○ クロスボウはケースに入れる等して保管。	○ 自宅等に保管。
その他 (動物麻酔、調査研究)	○ クロスボウはケースに入れる等して保管。	○ 事務所の鍵のかかる倉庫等に保管。

※ 平成22年1月～令和2年6月に検挙した事件32件中、確認できる限りにおいて、盗難されたクロスボウによる事件は把握なし。

銃砲の譲渡しに関する規制（銃刀法第21条の2）

1 趣旨

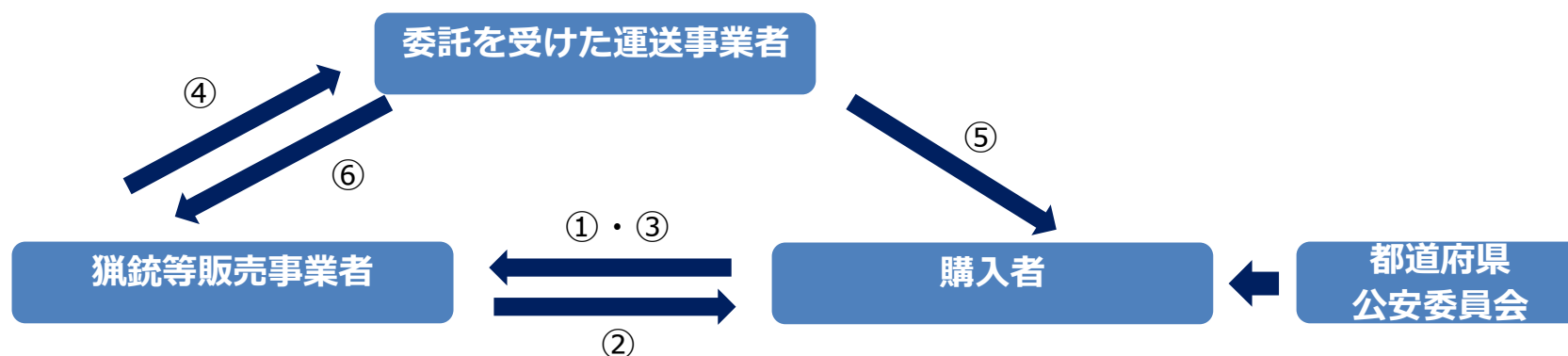
銃砲が不正に流通して不法に所持されることを防止する。

2 規制概要

武器等製造法の猟銃等販売事業者は、猟銃等の販売時、譲受人から一定の方法により（※）所持許可証の提示を受けなければ、猟銃等を譲り渡してはならない。

※ 銃刀法施行規則第98条

本規制に基づくインターネット販売の流れ



- ① 都道府県公安委員会から所持許可を受けた購入者は、猟銃等販売事業者に対し、猟銃等の購入を申し込む。
- ② 猟銃等販売事業者は、購入者に対し、氏名・住所等を確認するとともに、所持許可証を送付するよう連絡する。
- ③ 購入者は、猟銃等販売事業者に対し、「銃砲所持許可証」（原本。コピー不可）を送付する。
- ④ 猟銃等販売事業者は、運送事業者に委託し、所持許可証記載の住所地に向けて猟銃等及び「銃砲所持許可証」を発送する。
 - ※ 猟銃等販売事業者は、本人確認しなければ引渡しをしない運送事業者を利用する。
- ⑤ 運送事業者は、購入者に対し、運転免許証等による本人確認を行った後、猟銃等を引き渡す。
- ⑥ 運送事業者は、猟銃等販売事業者に対し、猟銃等の引渡しを終了した旨を連絡する。

猟銃等の輸入に関する規制

1 関税法第70条

(1) 趣旨

法令により輸入に関して規制が行われている貨物について、関税法に基づく輸入手続と結びつけて、その規制の実効性を確保するため。

(2) 規制概要

関税法以外の他の法令により輸入に関して許可、承認等を必要とする貨物（例：猟銃等）については、**輸入申告等の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。**

※ 猟銃等を輸入する際は、外為法に基づく「輸入承認証」や銃刀法に基づく「銃砲所持許可証」が証明書類とされている。

2 外国為替及び外国貿易法第52条

(1) 趣旨

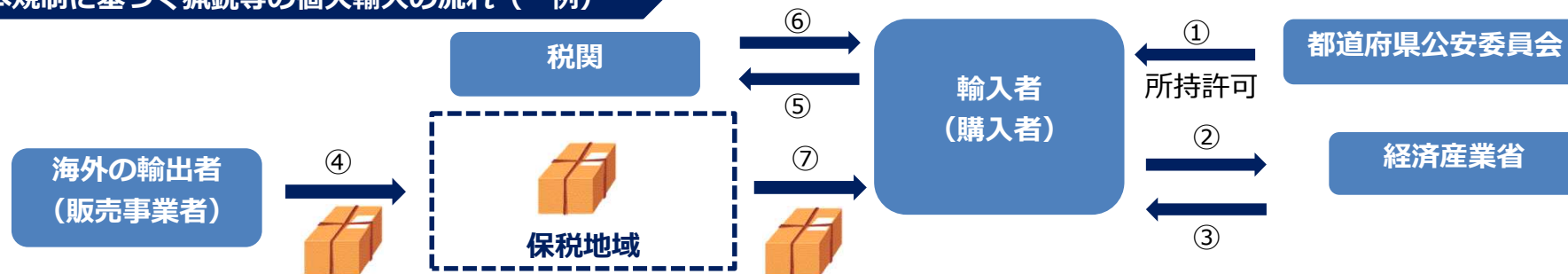
外国貿易及び国民経済の健全な発展等のため。

(2) 規制概要

輸入の承認を要する貨物（猟銃等）を輸入しようとする者は、経済産業省令で定められた手続に従い、**経済産業大臣の承認を受けなければならない。**

※ 輸入貿易管理令第4条

本規制に基づく猟銃等の個人輸入の流れ（一例）



- ①、② 都道府県公安委員会から銃砲の所持許可を受けた輸入者は、経済産業省に対し、申請者の資格を有することを証する書類の写し（銃砲所持許可証）等を添付し、「輸入承認」の申請を行う。
- ③ 経済産業省は、輸入者に対し、「輸入承認証」の交付を行う。
- ④ 海外の輸出者は、輸入者に対し、猟銃等を発送する。
- ⑤ 輸入者は、税関に対し、輸入申告を行うとともに、「輸入承認証」を提示する。
- ⑥ 税関は、輸入者が「輸入承認証」を取得していることを確認のうえ、輸入者に対し、輸入許可を行う。
- ⑦ 輸入者は、当該猟銃等を引き取る。

※ なお、拳銃、小銃、機関銃、砲（他の法令の規定により輸入することができることとされている者が、当該他の法令の定めることにより輸入するものを除く。）については、関税法第69条の11の輸入してはならない貨物にも該当。

許可の対象とならない銃砲の構造・機能（銃刀法第5条第3項）

1 趣旨

- ① 用途目的に必要とされる以上の威力を持つ銃砲を認める必要がないこと
- ② 悪用される危険性の高い構造・機能を持つ銃砲を許可の対象から外す必要があること

2 規制概要

変装銃砲や構造・機能が一定の基準に適合しない銃砲は許可の対象とならない。

■ 銃砲の構造・機能の基準

（銃刀法施行令第9条、銃刀法施行規則第19条）

① 銃砲全般

※ 用途が「試験研究」、「芸能の公演」、「博覧会等における展示」、「博物館等における展示」の銃砲を除く。

・ 機関部又は銃身部に危害を発生するおそれのある著しい欠陥がないこと

② 銃刀法第4条第1項第1号の猟銃・空気銃のみ

- ・ 連続自動撃発式でない。
- ・ 6発（ライフル銃以外の猟銃は3発）以上の実包又は金属性弾丸を充てんできる弾倉がない。
- ・ 口径の長さが次の長さを超えないこと。
ライフル銃：10.5ミリ、ライフル銃以外の猟銃：12番、空気銃：8ミリ
- ・ 銃の全長及び銃身長が次の長さを超えること。
猟銃：銃身長は48.8cm、銃の全長は93.9cm（競技用ライフル銃は83.9cm）、空気銃の全長：79.9cm
- ・ 専ら発射音を減殺するための消音装置がない。

銃砲の付属品の所持規制（銃刀法第10条の7）

1 趣旨

銃砲の所持許可を受けた者に、それを取り付けることによって、所持許可をしてはならない銃砲となる付属品を所持してはならない義務を負わせる。

2 規制概要

銃刀法第4条第1項第1号の猟銃・空気銃の所持許可を受けた者は、当該猟銃・空気銃に取り付けて使用することができる消音器、多連発の着脱弾倉、一定の替え銃身を所持してはならない。

趣旨

- 1 **拳銃実包の所持、輸入、譲渡、譲受の禁止**（銃刀法第3条の3、第3条の6、第3条の9、第3条の12）
拳銃の発射に係る危害を防止する。
- 2 **銃砲への装てん禁止義務**（銃刀法第10条第5項）
許可により所持が認められている銃砲による犯罪又は事故を防止する。
- 3 **実包等の保管**（銃刀法第10条の4第3項、第4項）
盗難銃砲等による危害を防止する。
- 4 **拳銃実包の保管委託義務**（銃刀法第10条の5）
拳銃は、他の銃砲に比べて危険性が格段に大きいため、許可を受けて所持する場合であっても、一定の者（警察署長等）に保管を委託することにより、危害を防止する。

実包等に関する規制の概要

	拳銃実包	その他の実包	金属性弾丸
所持禁止	○	×	×
輸入禁止	○	×	×
譲渡し禁止	○	×	×
譲受け禁止	○	×	×
銃砲への装てん禁止義務	○	○	○
銃砲と共に保管禁止	○	○	○
同一建物内に銃砲と共に保管しない努力義務	○	○	○
保管委託義務	○	×	×

※ 販売業者等に対する聴取結果による

連発式クロスボウ

- 複数本(※)の矢を充てんすることができる機能(銃砲の弾倉に相当)を有するクロスボウが存在。
 - ※ 最大5本の矢を充てん可能なものを確認。
- 発射のたび、弦を引いて固定することは必要。



(連発式クロスボウの例)

ピストルクロスボウ

- 片手で把持する小型タイプ(全長50cm程度)のクロスボウ。
- クロスボウ射撃競技で使用されている実態なし。



(ピストルクロスボウの例)

刃の付いた矢じり

- 刃の付いた矢じりが販売されている実態あり。
- 海外では狩猟で使用されている。
 - ※ 刺さりにくいですが、刺さったときの傷口は大きくなるとのこと。
- クロスボウ射撃競技では使用できない。
 - ※ 競技ルールにより、標的を著しく傷つける矢の使用は禁止されている。



(矢じりの例)

検挙件数・事例

洋弓・和弓が使用された刑法犯事件の検挙件数 2件

※ 期間：平成22年1月～令和2年6月の検挙事件

- 平成24年6月、被疑者（男性・19歳）は、施設管理者から「出て行け」等と言われたことに激昂し、弓を用いて屋外から当該施設のアルミサッシ玄関戸に向けて金属製の矢を放ち、アルミサッシ玄関戸を損壊した。【器物損壊】
（注）洋弓によるものと思われる事案
- 平成21年11月、被疑者（男性・17歳）は、洋弓場内において、アーチェリー競技の練習中、被害者（16歳）が射線から標的側に出た際、いたずらにより同人に矢の狙いを向けるなどの重大な過失により、矢をつがえたままの弓の弦を掴んでいた手が離れ、矢を同人の頭部に命中させ、死に至らしめた。【重過失致死】

- 器物損壊と過失による事件が各1件あるが、故意に生命・身体を害した罪の把握はなし
- 和弓が使用された刑法犯事件検挙の把握はなし

クロスボウの所持等の規制の在り方に関する主な論点

1 規制の態様

- (1) 規制の態様
- (2) 用途の限定
- (3) 人的欠格事由
- (4) 認知機能検査
- (5) 講習
- (6) 欠格事由に関する継続的な確認方法

2 使用方法・場所に関する規制

- (1) 携帯・運搬時の規制
- (2) 発射の制限
- (3) 発射時等の注意義務

3 保管方法・場所に関する規制

- (1) 保管の主体
- (2) 保管設備・方法の基準
- (3) 矢の保管場所

4 譲渡しに関する規制

- (1) 譲渡する場合の義務

5 構造・機能に関する規制

- (1) 構造・機能の基準
- (2) 付属品の規制